

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 121

2017年12月22日発行 通巻No.131

創刊2007年2月27日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL: 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX: 03-6303-8265

MAIL: npokouken@gmail.com HP: <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆スキルアップ講座・忘年会◆

12月17日(日)、養成講座部会主催による29年度第1回スキルアップ講座が、午後1時過ぎから約3時間にわたり中小企業センター講習室で会員41名が参加し開催されました。第1部は長年後見活動をされてきた山口栄三郎先生(司法書士)の講演。成年後見制度利用促進基本計画の解説をはじめご自身の後見活動の体験を熱く語って頂きました。第2部は國枝、杉山、平野、小松、熊谷各会員によるそれぞれの活動報告。死後事務をはじめ、受任後分かった多方面からの負債の返済活動等の困難事例が発表されました。また、面接した被後見人の方と別れる時『気をつけて帰ってね』と声をかけられ後見人冥利につきる』との発言もありました。講座後は場所を移し午後5時より忘年会です。30名が参加し3つのテーブルに別れ、それぞれの思い、今後の抱負等を語り合い、大いに盛り上がりました。話は尽きませんでしたが高原事務局長が締め、この日のイベントは無事終了しました。



◆健康・生きがいメッセ2017◆

12月17日(日)、「健康・生きがいメッセ2017」(大井町きゅりあん、40団体参加)に広報部会がブースを出展しました。多くの方たちが本会のブースを訪れ、二人の方が来年の市民後見人養成講座に申し込みました。広報部会はこの間、三ツ木町会(11月9日、町会館)、NPO活動入門講座(11月24日、大井第二地域センター)、ビデオ上映会(12月4日、こみゆにていぷらざ八潮)、ビデオ上映会(12月18日、南大井文化センター)」と積極的に広報活動を行ってきました。



◆ 2013(平成25)年 ◆ ～回顧10年⑥～

NPO 法人市民後見人の会・理事長 古賀忠壹

本会が任意団体から NPO 組織に衣替えして6年目に入った正月14日朝、東京・八王子市の高尾山近くにある特別養護老人ホームで生活していた被成年後見人のAさん(男性・75歳)が体調を崩し、検査を受けるため提携先の病院に前日から入院中、息を引き取った、という連絡が入った。親族が遠方に住んでいるのでAさんを担当する2人の会員は、とりあえずご遺体を品川区内の葬儀社に仮安置するため、顔見知りの葬儀社社員の運転する車で病院へ向かった。あいにくこの日の東京は雪。午後になり、雪が激しくなる中、ご遺体をどうするか、車内から親族と電話で連絡を取りながら葬儀社に戻った。親族は、北陸の実家の寺で葬儀をやりたいので、至急搬送してほしい、と言う。降雪で高速道路は通行止めになっているところもあり、希望する時間まで届けられないことも分かり、日程を1日ずらしてもらい、何とか搬送車両の手配を終えたころは、夜になっていた。

本会は、前年までに3人の被後見人の死と向き合ったが、本人が親族らと疎遠なためなどで、本会が葬儀を行わざるを得なかった。約1年間の後見期間中、顔を合わせたこともない親族とのこのような電話交渉に複雑な気持ちになったが、故郷の墓に埋葬されたAさんは、満足してくれただろうか。

Aさんに続いて▽2月=Bさん(男性・77歳)▽3月=Cさん(女性・75歳)とDさん(男性・69歳)▽7月=Eさん(男性・89歳)が他界した。

Bさん、Dさんは、本会がそれぞれ後見人、保佐人に就任してわずか1カ月での死。本人とのお付き合いより裁判所に提出する報告書作成に多くの時間が割かれることになった担当会員の胸中は、複雑なものがあっただろう。

会報「市民後見人No.68号」(8月発行)には、「後見人は被後見人の死亡でその役を閉じ、その後は、ご遺体や遺産などは通常、相続人に引き渡します。しかし、その実態は、様々です。本会が担当している被後見人らの多くは日ごろ親族との関わりが薄いため、本会が葬儀を行ったり、相続人を特定するために何カ月もかかる場合があります」との記述があり、「死後事務」問題は、皆、割り切れなさを感じている。

訃報が相次いだこの年、死去したB・Dさんを含め新規の被後見人等の受任が5件あり、累計受任数は、20件(内8件は死去)となった。

他の事業では、市民後見人養成講座修了者対象のフォローアップ講座、お寺の本堂で住職と葬儀社社員を講師に「最近のお寺・葬儀事情」をテーマにした勉強会、会員が講師となって高齢者施設の入居者を対象とした成年後見制度普及の勉強会なども開かれた。

6月2日に開いた本会定期総会では、和久井良一・理事長と曾根清次理事が退任、後任理事長は古賀忠壹・事務局長が兼務、新たに安齋実会員が理事に就任した。

◆11 月度理事会報告◆

- 1 開催日時 平成 29 年 11 月 20 日（月）17 時 00 分～19 時 30 分
- 2 開催場所 品川区本会事務所
- 3 出席理事 古賀忠壹理事長（議長）、高原三平事務局長、朝倉鈴子、安齋実、大岡朋子、澤谷義則、杉谷徹夫、中越勝各理事
- 4 欠席理事 國枝園子、高橋宣子
- 5 オブザーバー 小松統監事、金城清会報編集人

<決議事項>

- ① 3号正担当と副担当を交代することについて決議した。
- ② 賠償責任保険について加入することを決議した。

<協議事項>

- ① 設立 10 周年記念事業について、11 月 18 日実施の第 4 回拡大実行委員会、第 7 回実行委員会について報告があり、それに基づき協議した。
- ② 本会の組織で、「市民後見人養成部会」の名称を「研修部会」とすること、また役割について協議した。

<報告・連絡事項>

- ① 社協より 38 号（新規）について本会を後見人等候補者として旨の報告があった。（高原、中越）
- ② 今月の本会作成の後見報告書について、監督人からの指摘は、ケアレスミス程度だった旨の報告があった。（中越、小松）
- ③ 平成 29 年度市民後見人養成講座の広報についての報告があった。（杉谷、安齋）
- ④ 平成 29 年度第 1 回スキルアップ講座について連絡があった。（杉谷、中越）
- ⑤ 今年度の忘年会開催について連絡があった。（高原）
- ⑥ 平成 29 年 10 月 26 日付で、社協より「福祉団体等助成事業」の決定通知及び 80 万円の入金があった旨報告があった。（高橋）
- ⑦ 社協より、成年後見人報酬等助成金申請書のフォーマットについて連絡があった。（高原）
- ⑧ 「サンデー毎日 11 月 19 日号」の記事（成年後見制度利用のトラブル）について報告があった。（高原）
- ⑨ 区役所第二庁舎啓発展示室の試行利用について案内があった。（安齋）

『サンデー毎日』11 月 19 日号に「成年後見制度に潜む罠」というタイトルの記事が掲載され、弁護士等の専門職によるトラブル事例が報告されています。この様な現状に対し記事の最後で堀田力弁護士（さわやか福祉財団会長）が次のように述べています。「成年後見は本来、法律家ではなく福祉行政が担うべきです。任意後見制度を利用して身上監護ができる NPO 法人や社会福祉士などと契約を結ぶなどの自己防衛策が必要です」。本会の今後の益々の活動が望まれるところです。どうぞ良いお年をお迎え下さい。（編集/金城 清）